

S
H
I
M
O
N
O
S
E
K
I
C
I
T
Y



下関市

お問い合わせ先
下関市 都市整備部 都市計画課 景観係
tel.083-231-1225 fax.083-231-4799
〒750-8521 山口県下関市南部町1-1
E-mail : keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

下関市屋外広告物条例のしおり



屋外広告物について	1
屋外広告物条例の規制等について	2
地域的規制	3~6
許可の基準	7~8
適用除外等	9~10
許可手続き及びその他の関連事項	11~12
屋外広告業について	13
屋外広告業の登録申請について	14

S
H
I
M
O
N
O
S
E
K
I
C
I
T
Y

屋外広告物について

次の4つの要件全てに該当するものが、屋外広告物です。

- 常時又は一定期間継続して表示されるものであること。
(※街頭で配布されるチラシなど定着性のないものは該当しません。)
- 屋外で表示されるものであること。
(※建物や乗り物の内側から表示されるものは該当しません。)
- 公衆(不特定多数の人々)に対して表示されるものであること。
(※駅や野球場等で、その構内にいる特定の人に対して表示されるものは該当しません。)
- 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は、表示されたもの並びにこれらに類するものであること。
(※「その他の工作物等」とは、本来、屋外広告物の表示の目的を持ったものではない煙突や塙、岩石、樹木等指しており、これらを利用して表示するものも屋外広告物に含めます。)

主な広告物の種類

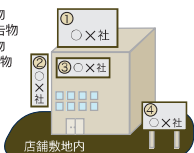
自家用広告物

【条例第7条第2項第1号、同条第3項第1号】

自己の名称や事業内容を自己の住所や事業所内に表示するもの。

(例) 店舗の敷地内にある

- ① 屋上広告物
- ② 突出し広告物
- ③ 壁面広告物
- ④ 野立広告物など



一般広告物

(※条例上の用語ではありません。)

自分の店舗や敷地以外の場所に、自己の名称や事業内容などをPRするために表示するもの。

(例) 幹線道路沿いや交差点などに掲出される野立広告物等



管理広告物

【条例第7条第1項第6号】

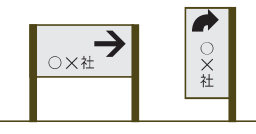
自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもの。



誘導広告物

【条例第7条第3項第2号】

名称、方向、距離などを表示し、目的地までの案内、誘導を目的としたもの。



※下関市屋外広告物条例のことを「条例」、下関市屋外広告物条例施行規則のことを「規則」、下関市屋外広告物条例施行規則中の別表のことを「別表」、また、条例に基づく告示のことを「告示」と表記しています。

屋外広告物条例の規制等について

下関市屋外広告物条例には以下の規制があります。

禁止広告物

どのような場合でも表示・設置又は放置してはならない広告物等
次に該当する広告物等は内容、場所にかかわらず表示又は設置できません。【条例第8条】

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの。
- 著しく破損し、又は老朽したものの。
- 倒壊し、又は落下するおそれのあるものの。
- 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるものの。
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの。

禁止物件

すべての地域で広告物等の表示又は設置が原則として禁止される物件
原則として次の物件には広告物等を表示又は設置することができません。【条例第5条】

- 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯。
- 街路樹及び下関市環境保全条例第17条第1項の規定により指定された保存樹。
- 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上のさく、駒止めの類及び里程標の類。
- 消火栓及び火災報知機。
- 銅像、神仏像及び記念碑の類。
- 市長が特に必要があると認めて指定する以下の物件。【告示第159号】
 1. 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔。
 2. 送電塔、送受信塔及び照明塔。
 ※上記以外に道路の路面に広告物を表示することも禁止されています。

地域的規制

地域の特性に応じて、広告物等の表示又は設置を規制します。
下関市屋外広告物条例には、以下の3つの地域的規制を設けています。【条例第3条、第4条、第6条、告示第158号、第160号、第161号】

特別制限地域【広告物等の表示又は設置が原則禁止の地域】

文化財周辺等の公共性の高い場所や主要な国道沿い等が対象となります。
※一般広告物は掲出禁止ですが、小規模な自家用広告物等、適用除外の広告は表示できます。(P9~P10参照)

制限地域【広告物等を表示又は設置するには、原則許可が必要な地域】

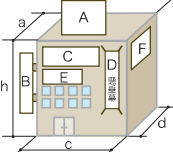
特別制限地域を除く市内全域が制限地域となります。
※一定規模以下の自家用広告物等、適用除外の広告は許可不要です。(P9~P10参照)

海岸景観保全特別制限地区【海への眺望を保全するために、特別な規制を導入する地区】

国道9号・国道191号等の中央線から海側の一定のエリアが対象となります。

総量規制

建築物に表示又は設置する広告物等については、当該建築物の壁面の面積に応じて、広告物等の総表示面積が制限されます。【条例第10条、規則第8条、別表第7】



総量規制の基準
建築物の総壁面面積 (W) = (a+b+c+d) X h (最高46mまで)
広告物の総表示面積 = A+B+C+D+E+F ≤ W X 1/2

※独立広告塔など敷地に設置される広告物等については、総量規制の対象外です。

※「広告物等」とは広告物及び広告物を掲出する物件のことです。

詳細は P3-P6

地域的規制 特別制限地域、制限地域、海岸景観保全特別制限地区の対象エリア及び規制の内容は以下のとおりです。

特別制限地域 広告物等の表示又は設置が原則禁止の地域 【条例第3条、第4条、告示第158号】

原則として次の地域には広告物等を表示又は設置することができません。
 ※特別制限地域は地域の特性に応じて、第1種特別制限地域と第2種特別制限地域に分かれ、それぞれ規制の内容が違いますのでご注意ください。

(1) 第1種特別制限地域 【規則第2条】

- 1 自然公園法の規定により指定された国定公園のうち市長が指定する以下の地域

名称	地域	エリアについては P6
北長門海岸国定公園	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2章第1節の規定により指定された国定公園(下関市以外の部分は除く)	
- 2 山口県立自然公園条例の規定により指定された自然公園のうち市長が指定する以下の地域

名称	地域	エリアについては P6
豊田県立自然公園	山口県立自然公園条例（昭和35年山口県条例第25号）第2章の規定により指定された自然公園	

(2) 第2種特別制限地域 【規則第2条】

- 1 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに風致地区のうち市長が指定する以下の地域

名称	地域	エリアについては P6
壘之浦風致地区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた地域	
紅紫山風致地区	都市計画法第2章の規定により定められた地域(赤間神宮前側の家屋連たん部分の地域を除く)	
小門風致地区	都市計画法第2章の規定により定められた地域(小門海峡兩岸の家屋連たん部分の地域を除く)	
長府外浦海岸風致地区	都市計画法第2章の規定により定められた地域(平地部及び一般国道9号以西の地域を除く)	
綾羅木海岸風致地区	都市計画法第2章の規定により定められた地域(家屋連たん部分の地域を除く)	
日和山風致地区	都市計画法第2章の規定により定められた地域	

※「家屋連たん」とは家屋のある敷地が連続して連なっていることをいいます。

(2) 文化財保護法の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する以下の地域及び同法の規定により指定された以下の地域

種別	名称	地域
重要文化財	住吉神社拝殿	住吉神社の境内地
	旧下関英国領事館本館・附属屋	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地
国宝	功山寺仏殿	功山寺の境内地
	住吉神社本殿	住吉神社の境内地
重要有形民俗文化財	蓋井島「山ノ神」の森	文化財保護法第78条第1項の規定により指定された地域
史跡	長門鎗銭所跡	文化財保護法第109条第1項の規定により指定された地域
	中山忠光墓	
	高杉晋作墓	
	土井ク浜遺跡	
	綾羅木郷遺跡	
	梶栗浜遺跡	
	仁馬山古墳	
名勝	狗留孫山	
名勝及び天然記念物	石柱溪	
	干珠樹林	
天然記念物	満珠樹林	
	六連島の雲母玄武岩	

3 山口県文化財保護条例の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する以下の地域又は同条例の規定により指定された地域のうち市長が指定する以下の地域

種別	名称	地域
山口県指定有形文化財	法輪寺本堂	法輪寺の境内地
	旧殿居郵便局局舎	山口県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地
	旧滝部小学校本館	
山口県指定史跡	中ノ浜遺跡	山口県文化財保護条例第37条第1項の規定により指定された地域
山口県指定天然記念物	長門一の宮住吉神社社叢	
	蓋井島のヒゼンマユミ群落 阿川八幡宮のイヌマキ巨樹群	

4 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園

5 市長が指定する以下の道路の区間
 ※ただし、以下の道路の区間のうち都市計画法第7条第2項により規定された市街化区域内の区間、又は、道路に接続する家屋が10戸以上連たんしている区間については除かれます。

道路の種類	路線名	地域	路線図 P6
高速自動車国道	中国縦貫自動車道	美祿市域から下関インターチェンジまでの間	
	関門自動車道	下関インターチェンジから下関市域までの間	
	山陽自動車道 宇部下関線	山陽小野田市域から下関ジャンクションまでの間	
一般国道	2号	1. 山陽小野田市域から下関市東道長府停車場線(254号)との交差点までの間 2. 下関市東道安西港長府線(247号)との交差点から同市関門国道トンネル下関側入口までの間	
	191号	下関市市道汐入・山の田線との交差点から長門市域までの間	
	435号	美祿市域から下関市豊北町一般国道435号の終点までの間	
県道	491号	1. 下関市一般国道491号の起点から同市東道豊浦湾未線(40号)との交差点までの間 2. 下関市市道小月小島線との交差点から下関市豊田町一般国道435号との交差点までの間 3. 下関市豊田町一般国道435号との分岐点から長門市域までの間	
	下関美祿線(33号)	1. 下関市一般国道2号との分岐点から同市豊浦橋西詰までの間 2. 下関市市道小月小島線との交差点から美祿市域までの間	
	下関長門線(34号)	1. 下関市菊川町一般国道491号との分岐点から同市豊田町一般国道435号との交差点までの間 2. 下関市豊田町一般国道435号との分岐点から長門市域までの間	
	福浦港金比羅線(252号)	下関市東道南港港線(250号)との交差点から同市東道福浦港金比羅線(252号)の終点までの間	

※特別制限地域の規制緩和について(市街化区域、10戸連たん)
 条例では、高速道路、国道及び主要な県道の区間を広告物が原則掲出できない特別制限地域に指定していますが、当該区間が以下のいずれかの条件を満たす場合は、特別制限地域ではなく制限地域として扱います。

1. 路線沿いに家屋のある敷地が10戸以上連続して連なっている場合
2. 当該場所が都市計画法上の市街化区域に含まれる場合

6 道路又は鉄道から展望することができる地域のうち市長が指定する以下の地域

■道路から展望することができる地域
 市長が指定する道路の区間(⑤参照)に接続する両側それぞれ100メートル(高速自動車国道にあつては、500メートル)以内の地域

※⑤の市長が指定する道路の区間において、都市計画法上の市街化区域内の区間及び道路に接続する家屋が10戸以上連たんしている区間が除かれているため、道路から展望することができる地域についても、市街化区域内の地域及び家屋が10戸以上連たんしている道路沿線の地域については、特別制限地域ではなく制限地域となります。

■鉄道から展望することができる以下地域
 ※ただし、以下の線路のうち都市計画法第7条第2項により規定された市街化区域内の区間、又は、線路(線路に接続する道路を含む。)に接続する家屋が10戸以上連たんしている区間については除かれます。

線路の名称	地域
山陽新幹線	下関市内における線路に接続する両側それぞれ1500メートル以内の地域
山陽本線	下関市内における線路に接続する両側それぞれ100メートル以内の地域
山陰本線	

■ 地域的規制

- ⑦ 港湾、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち市長が指定する以下の地域

名称	所在地	地域
西日本旅客鉄道株式会社 下関駅前広場	下関市竹崎町	下関駅東口の駅前広場
西日本旅客鉄道株式会社 新下関駅前広場	下関市秋根南町一丁目	駅前広場

- ⑧ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地

- ⑨ 良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する以下の地域

トンネルの名称	地域
関門トンネル	トンネルの入り口から500メートル以内の地域
関門トンネル以外の市内に存するトンネル	トンネルの入り口から100メートル以内の地域

制限地域

【条例第3条、第4条】

広告物等を表示又は設置するには、原則許可が必要な地域
特別制限地域を除く下関市全域を制限地域とし、広告物等を表示又は設置するには、原則許可が必要な地域としています。

海岸景観保全特別制限地区

【条例第6条、告示第160号、告示161号】

海への眺望を保全するために、特別な規制を導入する地区

国道9号・国道191号等から連続的に海が望める地域、あるいは、海を感じることができると見られる地域を、海岸景観保全特別制限地区に指定し、以下の広告物等の掲出を禁止します。

※海岸景観保全特別制限地区に指定されると特別制限地域、制限地域の各々の規制に以下の特定の広告物の掲出禁止という規制が上乗せされます。

1. 屋上広告物

(ただし、勾配屋根のある地上階1階の建築物に設置される自家用広告物で広告物の上端の高さが建築物の高さ未満のものは除きます。なお、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物が屋上部分に設置されている場合これらの高さは建築物の高さに含みません。)

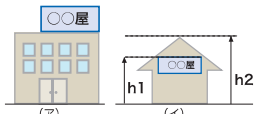
2. 野立て広告物及び広告物を掲出する物件

(ただし、自家用広告物は除きます。)

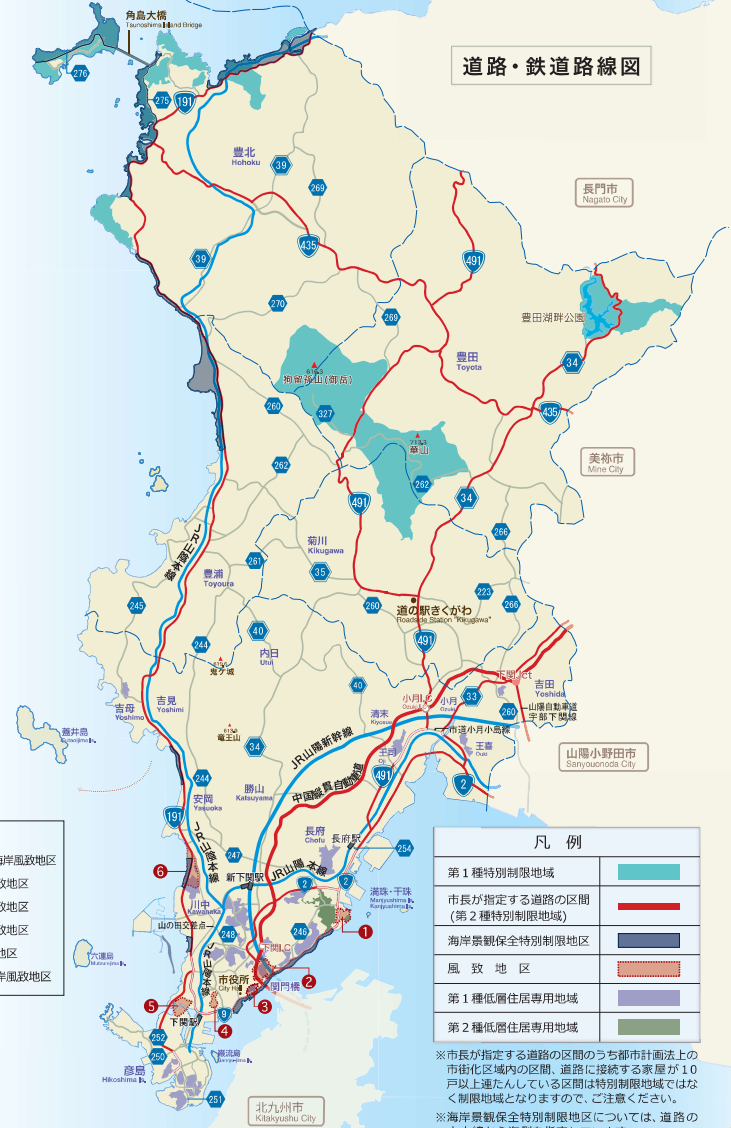
3. 突出し広告物

(ただし、自家用広告物は除きます。)

※海岸景観保全特別制限地区については、屋上広告物を禁止していますが、禁止となる屋上広告物は右図(ア)のような屋上広告物であり、(イ)のように平屋に設置されるもので、広告物の上端の高さ(h1)が、建築物の高さ(h2)を超えないものについては、禁止の対象から外し、許可を受ければ掲出できるようにしています。



エリアについては P6



- #### 風致地区
- ① 長府外浦海岸風致地区
 - ② 壱之浦風致地区
 - ③ 紅葉山風致地区
 - ④ 日和山風致地区
 - ⑤ 小門風致地区
 - ⑥ 綾羅木海岸風致地区

凡例

第1種特別制限地域	
市長が指定する道路の区間 (第2種特別制限地域)	
海岸景観保全特別制限地区	
風致地区	
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	

※市長が指定する道路の区間のうち都市計画上の市街化区域内の区間、道路に接続する家屋が10戸以上連たんしている区間は特別制限地域ではなく制限地域となりますので、ご注意ください。

※海岸景観保全特別制限地区については、道路の中央線から海側を指定しています。

「この地図は、国土院発行の縮尺2万5千分の1地形図(下関、安岡、川棚風景、小門、津部、角島、阿用、小月、田原、西原)を使用したものである。」

許可の基準

【条例第4条第2項、条例第9条、規則第6条第1号、別表第3】

制限地域において広告物等を表示又は設置する場合は原則許可申請が必要ですが許可申請の対象となる広告物等は、次の**共通基準**及び**広告物の種類ごとの個別基準**に適合する必要があります。

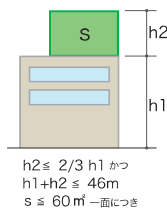
共通基準

- 都市美を維持するため、周囲の環境に調和するものであること。
- 自然美に融和し、周囲の景観を損なわないものであること。
- 美観風致上に掲げる要件を満たすものであること。
 - (1) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 - (2) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 - (3) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
 - (4) イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び掲出物件については、点滅速度がゆるやかであること。
- 危害防止上に掲げる要件を満たすものであること。
 - (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。
 - (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置されること。
 - (3) 道路交通の安全を阻害しない位置に設置されること。
- 景観計画に規定する屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項を遵守すること。

広告物の種類ごとの個別基準 (自家用広告物・一般広告物共通の基準)

※主な広告物について掲載しておりますので、その他の広告物については、条例、規則をご確認ください。

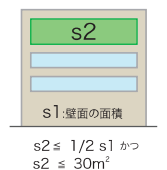
1 屋上広告物



$h2 \leq 2/3 h1$ かつ
 $h1+h2 \leq 46m$
 $s \leq 60m$ 一面につき

- | | |
|----|---|
| 高さ | ・ 建築物の高さの3分の2以下で、かつ、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは46メートル以下であること。 |
| 面積 | ・ 一面につき60平方メートル以下であること。 |
| 色彩 | 1. 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用しないこと。
2. 原則として中間色を使用することにより、調和を整えていること。
※自家用広告物の場合は、1、2の色彩基準は適用しない。 |
| 他 | 1. 建築物の壁面から突き出さないこと。
2. 建築物1棟につき、原則として1個であること。
(ただし、自家用広告物の場合はこの限りではない。) |

2 壁面広告物



$s2 \leq 1/2 s1$ かつ
 $s2 \leq 30m^2$

- | | |
|----|---|
| 面積 | 1. 30平方メートル以下であること。
2. 壁面又は屋根面に表示又は設置する広告物等の面積の合計は、当該壁面又は屋根面の2分の1以下であること。 |
| 個数 | ・ 同一のものは、1壁面又は1屋根面につき1個であること。 |
| 色彩 | 1. 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用しないこと。
2. 原則として中間色を使用することにより、調和を整えていること。
※自家用広告物の場合は、1、2の色彩基準は適用しない。 |
| 他 | 1. 壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。
2. 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置するものでないこと。 |

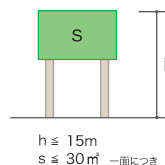
3 突出し広告物



$s \leq 20m^2$ 一面につき
歩道上: $h \geq 2.5m$
車道上等: $h \geq 4.5m$
 $w \leq 1.5m$

- | | |
|----|--|
| 面積 | ・ 1面につき20平方メートル以下であること。 |
| 他 | 1. 地上から広告物又は掲出物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
2. 突出し幅は壁面から1.5メートル以下であること。
3. 建築物の上端から突き出さないものであること。 |

4 野立て広告物

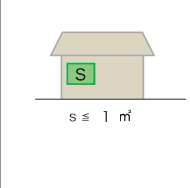


$h \leq 15m$
 $s \leq 30m^2$ 一面につき

- | | |
|----|---|
| 高さ | ・ 地上から広告物の上端までの高さは15メートル以下であること。 |
| 面積 | ・ 1面につき30平方メートル以下であること。
※広告物又は掲出物件が一体のもののみなされる場合は、対向した場合の空間面積も含む。 |
| 色彩 | 1. 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用しないこと。
2. 原則として中間色を使用することにより、調和を整えていること。
※自家用広告物の場合は、1、2の色彩基準は適用しない。 |

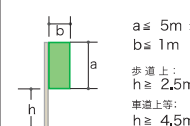
広告物の種類ごとの個別基準 (一般広告物の基準)

5 はり紙及びはり札



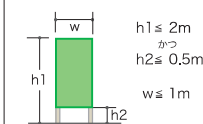
$s \leq 1m$

8 のぼり旗



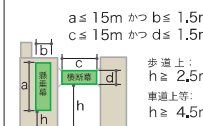
交差点沿いでは、見通しを
遮らないこと。

6 立看板



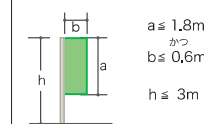
定着物に3箇所以上を緊密に
結着し、表示面は地面と垂直
であること。

9 広告幕



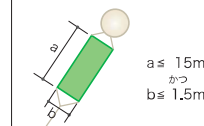
広告幕の外周には、風圧に耐えられる
ように適当な太さのロープを入れ空
気抜きのための適当な穴を設けること。

7 広告旗



2本以上の場合は、等間隔に
並べること。交差点沿いでは、
見通しを遮らないこと。

10 気球広告



鋼網等に布片で表示し、主網に
十分連結すること。浮遊範囲内に、
抵触する恐れのある物がないこと。

※制限地域において5～10の広告物が自家用広告物である場合は、共通基準及び上記の広告物の種類ごとの個別基準に適合していれば適用除外となり、許可申請が不要となります。ただし、基準に適合していない場合は条例違反となりますのでご注意ください。

その他 以下の広告物等の基準については、規則別表第3をご確認ください。

- ・ 電柱又は街灯柱を利用する広告物。(突出し広告物・巻付け広告物・直塗り広告物。)
- ・ 消火栓標識を利用する広告物、アーチ広告物及びアーケード広告物。

適用除外等（適用除外については、規則で定める様々な基準を満たさなければ、適用除外とならない場合が多くあります。ご不明な点がございましたら、市までお問い合わせください。）

次の広告物は、社会生活上最低限必要なものとして、各種規制から除外されています。

【条例第7条、規則第4条、第5条、第6条第2号、第3号、別表第1、別表第2、別表第4～6】

禁止物件、特別制限地域、制限地域、海岸景観保全特別制限地区の
 各々の規制が適用されない広告物等

【条例第7条第1項各号】

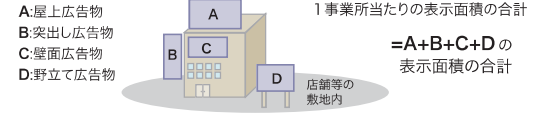
- 1 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
 【条例第7条第1項第1号】
- 2 国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件
 【条例第7条第1項第2号】
- 3 公職選挙法によるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 【条例第7条第1項第3号】
- 4 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第1項第4号、規則第5条第1項、別表第1】
 ⇒ 表示面積は5㎡以下、スポンサー名等の表示は広告物の表示面積の1/5以下であること。
 基準の定めのないものについては、規則別表第3に規定された許可基準（共通基準・広告物の種類ごとの個別基準）を満たすこと。（P7～P8参照）
- 5 市長が指定する公益上必要な施設又は物件に、寄贈者名等を表示する場合で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第1項第5号、規則第5条第1項、別表第1、告示第162号】
 ⇒ 寄贈者名の表示面積は0.6㎡以下、1施設又は1物件につき原則1個であること等。
 《市長が指定する公益上必要な施設又は物件》
 ・国旗掲揚塔、時計塔、噴水施設、交通信号機、公園に設置されたベンチ、くすだ及び照明施設、バス停留所標示施設、街灯柱
- 6 自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第1項第6号、規則第5条第1項、別表第1】
 ⇒ 宣伝用ではないこと、周囲の景観に調和したものであること。

特別制限地域及び制限地域において
 許可申請することなく、表示・設置ができる広告物等

【条例第7条第2項各号】

- 1 小規模な自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第2項第1号、規則第5条第2項、別表第2】
第1種特別制限地域の場合
 【表示面積】表示面積は5㎡以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面積の合計が10㎡以下であること。
 【色 彩】イルミネーション、ネオンサイン又はこれに類するものは、禁止。
 【高 さ】広告物及び掲出物件の高さについては、5㎡以下であること。
 【その他】基準の定めのないものについては、規則別表第3に規定された許可基準（共通基準・広告物の種類ごとの個別基準）を満たすこと。（P7～P8参照）
第2種特別制限地域・制限地域の場合
 (ア) はり紙、はり札、立看板、広告旗、のぼり旗、広告幕、気球広告の場合
 ⇒ 規則別表第3に規定された許可基準（共通基準、広告物の種類ごとの個別基準）を満たすこと（P7～P8参照）
 (イ) (ア) 以外の広告物の場合（例：野立て広告物、壁面広告物等）
 【表示面積】第2種特別制限地域：1事業所当たりの表示面積の合計は5㎡以下であること。
 制限地域：1事業所当たりの表示面積の合計は10㎡以下であること。
 【その他】基準の定めのないものについては、規則別表第3に規定された許可基準（共通基準・広告物の種類ごとの個別基準）を満たすこと。（P7～P8参照）

※1 事業所当たりの表示面積の合計とは



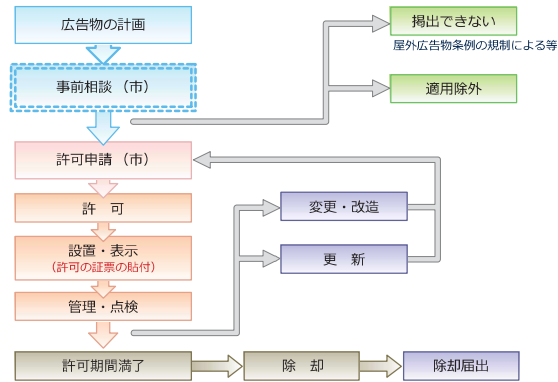
- 2 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第2項第2号、規則第5条第1項、別表第1】
 ⇒ 工事現場において工事期間中に限り表示されること、宣伝用ではないこと、蛍光塗料等を使用していないこと。
- 3 一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第2項第3号、規則第5条第1項、別表第1】
 ⇒ 表示期間が10日以内であること、はり紙、はり札、立看板、広告旗、のぼり旗、広告幕、気球広告等の簡易な広告物であること、設置年月日、設置者等の住所、氏名が明示されていること。
 基準の定めのないものについては、規則別表第3に規定された許可基準（共通基準・広告物の種類ごとの個別基準）を満たすこと。（P7～P8参照）
- 4 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 【条例第7条第2項第4号】
- 5 人、動物、車両若しくは船舶に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 【条例第7条第2項第5号】

特別制限地域において、許可申請をすれば掲出できる広告物等 【条例第7条第3項各号、第4項】
 （以下の広告物等は、許可申請をした場合に限り、特別制限地域に掲出することができます）

- 1 自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの（第2種特別制限地域に限る）
 【条例第7条第3項第1号、規則第6条第2号、別表第4】
 【表示面積】第2種特別制限地域：1枚・1個・1基当たりの表示面積の合計は10㎡以下であること。
 【その他】基準の定めのないものについては、規則別表第3に規定された許可基準（共通基準、広告物の種類ごとの個別基準）を満たすこと（P7～8参照）
- 2 誘導広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第3項第2号、規則第6条第2号、別表第5】
 【表示面積】第1種特別制限地域：表示面積は1㎡以下であること。
 第2種特別制限地域：表示面積は2㎡以下であること。
 【高 さ】地上から広告物の上端までの高さは5㎡以下であること。
 【数 量】特別制限地域内においては、1事業所につき4個以下であること。
 【色 彩 等】① 店舗、事業所等の案内誘導を目的とするもので、その表示又は設置が必要なものであること。
 ② 地色に原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
 ③ 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 ④ 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 ⑤ 地色にけいばけい色（彩度8以上）及び暗色（明度3未満）を使用していないこと。
 ⑥ 表示面積の1/2を超えてけいばけい色（彩度8以上）を使用していないこと。
 ⑦ 原則として中間色を使用することにより、諧調を豊かにしていること。
 ⑧ ネオン管、回転灯を使用していないこと、また、照明は点滅しないものであること等。
 ※誘導広告が集合広告である場合は別の基準となりますのでお問い合わせください。
- 3 電柱又は街灯柱を利用する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 【条例第7条第4項、規則第6条第3号、別表第6、告示第163号】
 ⇒ 突出し広告物、巻付け広告物、直塗り広告物で規則別表第6で定める基準に適合していること。
 ※特別制限地域のうち、都市公園や文化財周辺等については、許可申請をしても掲出できませんのでご注意ください。

許可手続き及びその他の関連事項

屋外広告物の設置手続きの流れ



手続きに必要な添付書類

(1) 新規許可申請の添付書類

- 付近見取図 (広告物を表示する場所を示したもの)。
- 配置図 (道路や鉄道から広告物までの距離、敷地内の建物と広告物の配置等を示したもの)。
※建築物を利用する広告物については、当該建築物の壁面の形状及び面積並びに当該建築物の壁面及び屋上に既に表示されている広告物の状況を明らかにしたもの。
- 構造図 (広告物の形状、寸法、構造、材料等を示したもの)。
- 模写図 (広告物の表示面積、デザイン、色彩を示したもの)。
- 現況のカラー写真 (広告物を表示する場所の現況写真、3ヶ月以内に撮影したもの)。
※建築物を利用する広告物については、当該建築物の壁面及び屋上に既に掲出されている広告物の現況写真。
- 他人が所有する土地や施設に広告物を表示する場合は、所有者の承諾書の写し。
- その他、集計表やチェックリスト等。

(2) 更新許可申請の添付書類

- 安全点検後の広告物及び掲出物件のカラー写真
※写真については1ヶ月以内に撮影されたもの。
- 安全点検調書
※高さ4mを超える広告物又は表示面積が10㎡を超える広告物等の安全点検は、以下の者に限ります。
・ 建築士 (建築士法第2条第1項規定する建築士)。
・ 屋外広告士 (登録試験機関が実施する試験に合格した者)。
・ 全国の都道府県、指定都市及び中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者。
・ 広告美術仕上げに関する、職業能力開発促進法の職業訓練修了者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者。
- 集計表
※ 許可の更新の申請は、許可期間満了の日の10日前までにする必要がありますのでご注意ください。
※ 広告物等の表示面積が1㎡未満である場合、又は従前の許可の期間が1月以内である場合は添付書類 (カラー写真及び安全点検調書) は必要ありません。
※ (1) (2) とともに申請書と併せて各2部ずつ必要です。

管理者の設置

許可を受けた広告物等に対して、管理者を設置し、届出をする必要があります。なお、高さ4mを超える広告物等又は表示面積が10㎡を超える広告物等の管理者は以下の者に限られますのでご注意ください。

【条例第16条、第17条、規則第13条～第15条】

【高さ4mを超える広告物等又は表示面積が10㎡を超える広告物等の管理者】

- ・ 建築士 (建築士法第2条第1項規定する建築士)。
- ・ 屋外広告士 (登録試験機関が実施する試験に合格した者)。
- ・ 全国の都道府県、指定都市及び中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者。
- ・ 広告美術仕上げに関する職業能力開発促進法の職業訓練修了者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者。

※許可を受けた広告物がはり紙、はり札、立看板、広告旗である場合は、管理者の設置は必要ありませんのでご注意ください。

経過措置

平成21年6月の新条例施行後、新しい規制により、改修等が必要になる既存の広告物等に対して、新しい基準への適応猶予期間 (経過措置期間) があります。

【条例附則第2項、規則第33条～第35条】

1. 経過措置期間は原則5年で、平成26年5月31日に終了。

新条例の基準に適合しているものは、許可申請が必要となります。

経過措置：5年(終了)

(一部適用除外あり。) 経過措置期間の満了後、新条例の基準に適合しないものは、条例違反となり除却命令の対象となります。改修・除却等を行ってください。

2. 鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告物等で高さ4mを超えるもの、又は表示面積が10㎡を超えるもので、新条例の基準に適合しないものの経過措置期間は、耐用年数が満了するまでの間。

経過措置期間の満了後は、条例違反となり

経過措置：耐用年数が満了するまでの間

除却命令の対象となります。経過措置期間中に改修・除却等を行ってください。

※新条例施行の日における耐用年数の残余期間が10年未満のものにあっては経過措置期間を10年 (平成31年5月31日まで) とします。

3. その他経過措置期間がないもの。

経過措置：無し

(ア) 旧条例において条例違反であった広告物等

新条例の基準に適合しているものは、許可申請が必要となります。

新条例の基準に適合しないものは、条例違反となり除却命令の対象となります。

(イ) はり紙、はり札、立看板、広告旗等簡易な広告物 (自家用広告物を除く)

新条例の基準に適合しているものは、許可申請が必要となります。

(一部適用除外あり)

新条例の基準に適合しないものは、条例違反となり除却命令の対象となります。

経過措置期間中に広告物を、変更、改造する際は、新条例に基づく許可申請が必要となります。

※下関市では従来の屋外広告物条例を改正し、平成21年6月1日より、新しい屋外広告物条例を施行しております。したがって、改正前の条例を「旧条例」、改正後の新しい条例を「新条例」と表記しております。

許可申請手数料と許可期間

【条例第46条、下関市手数料条例第2条第9号・別表第9(80の項)】

区分	許可の期間	単位	手数料
1 はり紙	1ヶ月以内	100枚	400円
2 はり札	1ヶ月以内	1枚	100円
3 立看板	1ヶ月以内	1枚	400円
4 広告旗又はのぼり旗	1ヶ月以内	1枚	400円
5 広告幕	1ヶ月以内	1枚	600円
6 気球広告	1ヶ月以内	1個	1,350円
7 電柱もしくは街灯柱を利用するもの	3年以内	1枚・個	350円
8 上記1から7以外の屋外広告物等	3年以内	1m未満 1枚・個・基	300円
		1m以上 2m未満 1枚・個・基	600円
		2m以上 5m未満 1枚・個・基	900円
		5m以上 10m未満 1枚・個・基	1,450円
		10m以上 20m未満 1枚・個・基	2,600円
		20m以上 30m未満 1枚・個・基	4,250円
		30m以上 1枚・個・基	1m増すごとに450円を4,250円に加算した額

6から8までに掲げる広告物等がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものであるときは、それぞれ当該手数料の2倍の金額となります。

【H21.6.1改正】

下関市で屋外広告業を営むときには、下関市の登録が必要です。

【条例第30条～第44条】

1. 屋外広告業の登録制度

下関市屋外広告物条例の改正により、平成21年6月1日から、これまでの届出制度から登録制度に移行しました。したがって、下関市内で屋外広告業を営もうとする方は、下関市長の「登録」を受ける必要があります。下関市に営業所を有していない場合であっても、下関市内で屋外広告業を営むときには、下関市の登録が必要になりますのでご注意ください。

※ 屋外広告業とは

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言います。単に屋外広告物の印刷、製作等を行うことや屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を業として請け負わない広告代理業等は、屋外広告業に該当しません。

2. 屋外広告業の登録について

登録を受けるには、登録の申請をしていただくことになります。また、登録の有効期間は5年間であるため、登録期間の満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は登録の更新が必要です。

- ※ 登録の申請には手数料が必要です。登録申請手数料は、**新規・更新とも1万円**です。
- ※ 登録の記載事項に変更があった場合は、30日以内に届出が必要となります。
- ※ 無登録営業には、刑事罰が科せられることがあります。

3. 業務主任者の選任 【条例第39条】

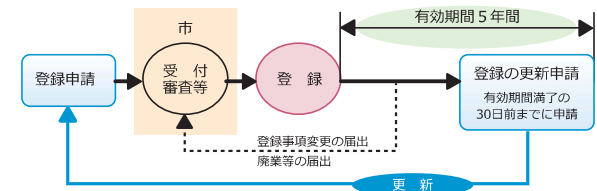
屋外広告業者は、営業所ごとに屋外広告士などの資格のある方や下関市、山口県等が実施する屋外広告物講習会の課程を修了した方を、業務主任者として選任する必要があります。

※ 次のいずれかの要件を満たす方が業務主任者になることができます。

- ・ 屋外広告士（登録試験機関が実施する試験に合格した者）。
- ・ 全国の都道府県、指定都市及び中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者。
- ・ 広告美術仕上げに関する、職業能力開発促進法の職業訓練修了者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者。

屋外広告業の登録申請について

1. 屋外広告業の登録申請・更新申請等の流れ



※ 登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を届出なければなりません。あわせて変更事項に応じた添付書類が必要となります。【条例第34条、規則第23条】

※ 屋外広告業を廃業・廃止した場合はその日から30日以内にその旨を届出なければなりません。

【条例第36条、規則第24条】

2. 屋外広告業登録申請における提出書類

屋外広告業登録（新規・更新）申請提出書類等一覧

○ 提出する書類

書類の名称 (様式の番号)	申請者の区分		備考	根拠条項
	個人 未成年者	法人		
登録申請書 (様式第13号)	○	○	手数料が必要	条例第31条第1項、規則第21条
誓約書 (様式第14号)	○	○	登録申請者が誓約する	条例第31条第2項、規則第22条第1項
住民票の写し	申請者	○	3ヶ月以内に発行された住民票であること ※コピー不可	条例第31条第2項、規則第22条第2項、第3項
	法定代理人	—		
	法人役員	—		
業務主任者	○	○		
登記事項証明書	—	—	○	
略歴書 (様式第15号)	申請者	○	○	
	法定代理人	—	○	
	法人役員(全員必要)	—	—	○
業務主任者の資格を証する書面	○	○	○	屋外広告物講習会修了証書など